

阿賀野市告示第201号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第2項第3号の規定により、基本計画に特定区域を定めるため、同条第3項の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事項について阿賀野市産業建設部農林課に意見書を提出することができる。

令和6年11月20日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 縦覧期間

令和6年11月20日から

令和6年12月4日まで

ただし、「阿賀野市の休日定める条例」第1条の市の休日を除く、
午前8時30分から午後5時15分まで

2 縦覧場所

阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 産業建設部 農林課

3 意見書の提出

意見書の提出にあたっては、縦覧期間の満了日までに縦覧場所に備え付けの「新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画への特定区域の設定に係る案に対する意見」によること。